

令和 8 年第 5 回（9 月）

宮代町議会定例会

一般質問通告書

宮代町議会

通告第 1 号	鈴 木 次 男	議員		P 1
通告第 2 号	合 川 泰 治	議員		P 3
通告第 3 号	小 島 あけみ	議員		P 5
通告第 4 号	田 島 正 徳	議員		P 7
通告第 5 号	野 原 洋 子	議員		P 9
通告第 6 号	福 澤 和 美	議員		P 1 1
通告第 7 号	土 渕 保 美	議員		P 1 3
通告第 8 号	塚 村 香 織	議員		P 1 5
通告第 9 号	泉 伸 一 郎	議員		P 1 7
通告第 1 0 号	丸 山 妙 子	議員		P 1 9
通告第 1 1 号	丸 藤 栄 一	議員		P 2 1
通告第 1 2 号	佐 藤 将 行	議員		P 2 3

通告第 1 号	令和 8 年 9 月 定 例 会 令和 8 年 8 月 4 日 午前 8 時 4 3 分受付 令和 8 年 8 月 4 日 宮代町議会議長 様 宮代町議会議員 鈴木 次男 一 般 質 問 通 告 書 次の事項について質問したいので、通告いたします。
質問事項	質 問 の 要 旨
1 未来の宮代町公共交通について	令和 7 年度交通需要調査は、2025 年 9 月から 2026 年 2 月にかけて、住民アンケート、主要施設でのインタビュー、地区座談会、交通事業者ヒアリングなど、複数の調査を段階的に実施してきました。これらの調査は、町民から寄せられた意見を丁寧に受け止め、今後の宮代町にふさわしい公共交通の姿を検討するための基礎資料とするものです。高齢化の進展や生活様式の変化により、移動手段の確保は町民生活に直結する重要な課題となっています。今回の調査では、既存の循環バスの利用状況だけでなく、他交通との併用の実態、主要施設へのアクセス、外出目的や時間帯の傾向など、多角的な視点から現状を把握することを目的としました。これらの結果を踏まえ、必要に応じて新たな交通手段の導入も視野に入れながら、持続可能で使いやすい公共交通体系を構築することが求められています。そこで伺います。 ① 今回の調査によって、当町の公共交通の現状として、どのような点が明らかになったのか。 ② 宮代型デマンド交通とは、どんな交通を考えているのか。

2 桜の木の倒木について

町内には、長年にわたり地域の景観を形づくり、住民に親しまれてきた桜が数多くあります。しかし近年、高齢化の進行、歩行者や車両の通行量増加など、複数の要因が重なることで、倒木や落枝の危険性が高まっている箇所が確認されています。特に通学路や公共施設周辺、さらには桜市など多くの町民が集まるイベント会場では、安全確保の観点から、より丁寧な点検と計画的な維持管理が求められています。桜を守りながら、町民の安全を確実に確保するため、現状の把握と今後の対応方針について伺います。

3 和戸交差点周辺の安全対策について

和戸交差点から和戸駅前交差点にかけて、交通安全上の課題が複合的に発生しています。まず、和戸交差点近くの橋梁は幅員が狭く、大型車同士のすれ違いができず、渋滞や生活道路への迂回が常態化しています。また、和戸公民館前の押しボタン式信号では、歩行者が横断を開始しているにもかかわらず信号無視が見られ、高齢者や子どもが危険にさらされています。さらに、和戸駅前交差点周辺でも交通量増加により歩行者動線の安全確保が課題となっています。これら一連の状況を町としてどのように把握し、県・警察との連携を含め、橋梁拡幅や道路線形改善、信号機対策など総合的な安全対策をどのように進めるのか伺います。

通告第 2 号	令和 8 年 9 月 定 例 会 令和 8 年 8 月 1 0 日 午前 9 時 1 8 分 受付
令和 8 年 8 月 1 0 日 宮代町議会 議長 様 宮代町議会 議員 合川 泰治 一 般 質 問 通 告 書 次の事項について質問したいので、通告いたします。	
質問事項	質 問 の 要 旨
1 公共施設の 契約不適合責任について	宮代町総合運動公園のメインアリーナにおいて照明 6 基が点灯しない状態となっておりますが、使用料は規程どおり満額徴収しています。 そこで、以下の点について伺います。 (1) 上記の場合、契約不適合責任に照らして問題は無いのか。 (2) 町が管理する公共施設全体において、このような事例を把握しているものはあるか。 (3) 今後の対応は。
2 宮代町公共 施設マネジメント計画(第 2 期)の展望について	第 2 期宮代町公共施設マネジメント計画の展望について以下の点について伺います。 (1) 近年の物価高騰の影響により、本計画にも支障をきたすことが推測される。建物施設から上下水道などを含め更新投資需要額 7 4 9 億円が見込まれているが、今現在の概算ではどの程度まで膨らんでいるか。 (2) 現在、須賀小学校、和戸公民館の統合が進められているが、その他の施設については手つかずの状態である。機能集約を含めた更新の方針や順番など今後どのように対応してい

	くのか。
3 町職員の多様な働き方について	町職員の多様な働き方について、以下の点について伺います。 (1) フレックスタイム制を導入しているが、その活用状況は。 (2) 直近5年間の離職率はどのように推移しているか。またその理由は。
4 おみやげ開発の取り組みは	宮代町のおみやげに着目した発信がなされるようになり、とても良いことだと認識しています。そこで、今後のユーザー向け、事業者向けの取り組みとしてどのようなことを考えているか伺います。

通告第 3 号	令和 8 年 9 月 定 例 会 令和 8 年 8 月 4 日 午前 8 時 4 9 分受付 令和 8 年 8 月 4 日 宮代町議会議長 様 宮代町議会議員 小島 あけみ 一 般 質 問 通 告 書 次の事項について質問したいので、通告いたします。
質問事項	質 問 の 要 旨
1 中学校でのヘルスリテラシー向上について 2 単身高齢者の支援について	ヘルスリテラシーとは、健康や医療に関する情報を入手し、それを自分の事として理解し、将来にわたって活用する能力を身につけることである。 昨今、SNSではおびただしい量の健康・医療に関する情報が、ユーザーの意図に関わらず一方的に配信されてくる状況にある。こういった中、中学校でヘルスリテラシーについて学び、自らの健康に関わる予防行動や他者への働きかけにおいて適正な行動ができる学習が必要と考えるが、町の考えを伺う。 2026年は「団塊ジュニア世代」が50代後半に差し掛かる年である。2040年には、65歳以上の人口がピークを迎える一方、現役世代が急減することが確実視されている。 単身世帯の急増による社会的孤立や福祉人材不足、頻発する災害時の支援など、複雑化する福祉課題に対応するセーフティネットの構築のため、本年6月に社会福祉法等の一部を改正する法律が成立し、2027年4月1日から施行される。

	この改正法の一つに、頼れる身寄りのない高齢者の日常生活から入院・入所手続き、死後事務までの支援を行う事業を第二種社会福祉事業に位置付け、無料・低額で利用できる公的支援体制の創設がある。そこで、当町の実情と今後の支援体制の考えについて伺う。 ① 当町の75歳以上の単身世帯の数と、そのうち介護認定を受けている数は。 ② 当町には、判断能力が不十分な方に対して、福祉サービスの利用に関する援助等の支援を行う「あんしんサポートねっと」があるが、利用状況と課題は。 ③ 頼れる身寄りのない高齢者支援事業について、詳細はこれから確定するようだが、どのような支援事業を想定しているか。
3 災害時における「配慮が必要な人」の避難所整備について	7月28日、熊本地方に震度7の地震が発生しました。亡くなられた方のご冥福を心よりお祈りするとともに、被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。 国は令和3年に「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」を改訂し、配慮を必要とする人が安心して避難所生活を送れるよう体制整備を自治体に求めている。そこで、当町における避難所整備について伺う。 ① 福祉避難所である宮代特別支援学校や要配慮者施設として協定を締結している福祉避難所の運営体制はどのようなになっているのか。 ② 能登半島地震の際、輪島市では妊産婦や乳幼児のための「母子専用避難所」が設置されたが、当町での必要性の考えは。 ③ 避難所で声を上げづらい方、配慮が必要な方のために、令和7年の9月定例会で質問した「ヘルプカード」の導入が必要と考えるが、その後の進捗状況はどうなっているか。

通告第 4 号

令和 8 年 9 月 定 例 会

令和 8 年 8 月 1 0 日 午後 3 時 1 8 分受付

令和 8 年 8 月 1 0 日

宮代町議会議長 様

宮代町議会議員 田島正徳

一 般 質 問 通 告 書

次の事項について質問したいので、通告いたします。

質問事項	質 問 の 要 旨
1 災害に対する町の考えについて	7月28日に発生した令和8年熊本地震により被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げます。そして、皆様の安全と一日も早い復旧・復興を心よりお祈り申し上げます。 被害に遭われた自治体によっては、様々な復旧の差が出ております。宮代町にとって、一番被害をもたらす災害は地震であると思われます。 有識者の方の見解では今後30年以内の大地震の発生確率は、60～90%程度と言われております。日本中何時、何処で起こるか分からない中で震度6強という地震が起きた場合を想定して、以下について伺います。 ① 死者・負傷者数、避難者・帰宅困難者数、全壊・半壊棟数、上下水道管の損傷件数の想定は。 ② 備蓄品に関して、食料・衣類・生活用品・応急用品等の備蓄数は。 ③ インフラに関して、橋梁・上下水道管・避難所の耐震化率は。また、水道管のダクタイル管布設替え率は。 ④ 断水状況になった時に備えて給水車の備えと

	配水場の水は何人分有るのか。 ⑤福祉避難所の受け入れ可能人数とその体制は。 ⑥消防団・自主防災組織の役割と想定される活動の可能性は。 ⑦他自治体と災害協定を積極的に締結しようと担当課は考えているが、その進捗状況は。 ⑧町が発災時の課題として、想定している事とその原因は。 2 特別支援教育について 宮代町議会において、令和5年6月議会で国に「特別支援学校・学級等への教員等の適切な配置を求める意見書」を提出しております。 現在、小学校4校・中学校3校で特別支援学級は合計16学級あります。平成31年と比較して児童生徒数は約2倍に近づいています。しかし、教員数は依然として各教室数の人数しかいません。様々な障がいを持っている子供たちが多い為に、個性に合わせた指導が求められます。 ①児童生徒数の増加傾向を受けて、教員数の増加を考えているのか。 ②現状の課題と解決についての進捗状況は。
--	--

通告第 5 号	令和 8 年 9 月 定 例 会 令和 8 年 8 月 4 日 午後 1 時 1 5 分受付 令和 8 年 8 月 4 日 宮代町議会議長 様 宮代町議会議員 野原洋子 一 般 質 問 通 告 書 次に事項について質問したいので、通告いたします。
質問事項	質 問 の 要 旨
1 災害時における公共施設及び、商業施設の危機管理と対策は	熊本県を 7 月 2 8 日に襲った令和 8 年熊本地震は、死傷者多数の大災害となりました。 亡くなられました方には心よりご冥福をお祈りし、災害に遭われた地域の皆様には 1 0 年前の災害から復興できた強い精神で、なんとか乗り越えていただけるようにお祈り申し上げます。 この度の震災で大きく問題となったのが、商業施設のガス爆発被害です。まだ、詳細が全てわかっているわけではありませんが、甚大な被害をもたらしたことは言うまでもありません。今回は奇跡的に来客者に死亡者が出なかったようですが、テナントの従業員は一度避難してから荷物を取りに行くなどして、被害に遭われた方もいたようです。避難所の仕様についても、夏の酷暑の災害時対応など問題になっています。そこで以下について伺います。 (1) 役場、小中学校のエアコン設備など、ガス発電の設備を持つ施設は、今回の熊本の被害からどのような対策を考えているか。また、町内にも商業施設が複数あるが、そちらの設備は把握しているのか。

	(2) 避難所のプライベート空間を保つために仕切り、段ボールベッドなどの準備をしているのか。 (3) 災害時に自主防災組織が担う役割は。
2 小中学校の防火対策及び危機管理は	令和8年6月、東京都北区立滝野川第三小学校での火災は、校舎4階にある音楽準備室という想定外の場所から出火しました。そこで、小中学校における危機管理について伺います。
3 複合施設のトイレ表示は	須賀小学校と和戸公民館が併設される複合施設が建設予定の施設内のトイレが男女別ということは報告されていますが、表示について色分けなどの考えを伺います。
4 自転車の歩道走行の推奨は	令和8年4月から施行されている「交通反則通告制度」により、車道を走っている自転車を多く見かけるようになりました。特に夏休み中は、自転車通行も可能な歩道なのに児童が車道に出ていて危険と感じています。そこで、児童たちへの歩道走行可能な町内の歩道を認知させる指導はされているのか伺います。

通告第 6 号	令和 8 年 9 月 定 例 会 令和 8 年 8 月 1 2 日 午前 9 時 0 2 分受付
令和 8 年 8 月 1 2 日 宮代町議会議長 様 宮代町議会議員 福澤 和美 一 般 質 問 通 告 書 次の事項について質問したいので、通告いたします。	
質問事項	質 問 の 要 旨
1 持病や障がいなどのある子どもの入園について	子どもには、持病や障がい、発達特性など一人ひとり異なる配慮が必要な場合があります。希望する幼稚園や保育園に入園したくても医療的な対応や職員体制などを理由に受け入れが難しく、何園も回ってやっと入園できたというケースもあります。本町では町立保育園でインクルーシブ保育を進めるため、1名常勤の看護師を配置して受け入れを行っています。一方、私立園では町が直接関与することが難しい事は承知をしております。そこで子ども、保護者、保育現場の負担に配慮した受け入れ体制について伺います。 ①町立保育園では常勤の看護師を配置しているが、現在の受入れ状況や受け入れの判断基準、看護師と保育士との連携状況は。 ②持病があることを理由に保護者が「どの園にも入園できないのではないか」と入園先を探すことに困難を感じることはないよう、町が相談窓口として公立、私立の保育園、幼稚園の受入れ状況の案内や調整をする考えは。
2 防犯灯、道路照明灯の点検	防犯灯と道路照明灯について長期間点灯していないところが見受けられます。近隣に民家があれば

について	ば町民から連絡が入りやすく、対応されていると思いますが、場所によっては近隣住民がおらず、連絡されにくい所もあります。 防犯灯は5月の地区連絡会時に申請用紙を配布し、区長、自治会長を通して年に一度、設置要望を受け付けており、申請受付後に市民参加の審議を経て設置となります。不点灯の場合は発見したご本人からくらし安全課へ連絡をお願いしているとの事です。そこで以下について伺います。 ①町が管理する防犯灯と道路照明灯の数及びLED化されていない数の現状は。 ②近年の故障や不点灯の数は。 ③故障や不点灯の点検はどのように行っているか。 ④不点灯の際、町民からの通報以外に把握方法は。
3 防犯カメラの設置について	近年、闇バイトの影響もあり、空き巣や訪問販売などの被害は後を絶たない状態です。本町では防犯対策の強化を図るため、今年度予算において町内の主要箇所には防犯カメラを設置することとしております。また、自主防犯組織で設置する防犯カメラに対して補助金を交付し、地域全体の防犯力の向上を目指しています。そこで以下について伺います。 ①自主防犯組織での防犯カメラ設置状況は。 ②設置についての相談に来られた自主防犯組織は何件か。 ③プライバシーへの配慮はどのように考えているか。

通告第 7 号	令和 8 年 9 月 定 例 会 令和 8 年 8 月 1 3 日 午前 9 時 3 2 分受付
令和 8 年 8 月 1 3 日 宮代町議会議長 様 宮代町議会議員 土 淵 保 美 一 般 質 問 通 告 書 次の事項について質問したいので、通告いたします。	
質 問 事 項	質 問 の 要 旨
1 宮代町がん 検診について	現在、がんは 2 人に 1 人がかかる病気です。しかし、早期発見で 9 0 % 以上が治ると言われております。それには、がん検診のメリットとデメリットを正しく理解し、正しい知識を持ってがん検診を受診することが、必要となります。がん検診のメリットは、早期のがんを見つけて早めに治療を行うことで、がんによる死亡リスクを防ぐ事が出来ます。しかしながらデメリットもあると言われております。そこで以下について伺います。 ① がん検診のデメリットとは何か。 ② 宮代町がん検診の受診率は。 ③ 今後の町の展開と課題は。
2 当町におい てのオストメ イト対応トイレについて	本庁舎の多機能トイレは、人工肛門等を持って いる方々に対しても利用できるように整備された オストメイト対応トイレです。この事は健常者の 方々には、見ただけでは理解がしにくい機能を持 つトイレで、私も以前までは、その一人でした。 一般のトイレでは、排泄がしにくく汚したら迷惑 をかけてしまうという、うしろめたさを持ちなが らの排泄となります。人工肛門（ストマ）を備え

ている方々は、便意を感じることなくいつの間にかにストマに装着したパウチに排泄物がたまりま
す。そのような方々が、公共施設に来た時に安心
してトイレに入れることは、住民の安心安全を守
るという観点からも大変意義のある設備と捉えて
います。そこで以下について伺います。

- ① 人工肛門として、障害者手帳を申請している町
民の人数は。
- ② 町内の公共施設におけるオストメイト対応ト
イレの整備状況は。
- ③ 今後、整備される須賀小学校のコミュニティセ
ンターや新しい村のトイレについては、オスト
メイト対応トイレを設置する考えは。

通告第 8 号	令和 8 年 9 月 定 例 会 令和 8 年 8 月 1 2 日 午前 1 0 時 2 4 分受付
令和 8 年 8 月 1 2 日 宮代町議会議長 様 宮代町議会議員 塚村 香織 一 般 質 問 通 告 書 次の事項について質問したいので、通告いたします。	
質 問 事 項 ・	質 問 の 要 旨
1 高齢者・認知症施策の今後について	高齢者のニーズに寄り添う支援を発展させるため、令和 9 年度からのみやしろ健康福祉プラン高齢者編（高齢者保健福祉計画・第 1 0 期介護保険事業計画）の策定を現在進めていることと思います。それぞれの状況に合わせて暮らしていける今後の施策について以下のとおり伺います。 ①プラン策定に伴い実施したアンケート結果でも、在宅生活における移送サービスのニーズが示された。今後増加していく介助を必要とする方々への支援の方向性は。 ②当町では認知症総合支援事業として、認知症サポーター養成講座やオレンジカフェ（認知症カフェ）、買い物支援の取組みも始められ、理解や支援が進んでいることは大変心強い。この取組みにより抽出された課題及び今後必要とされる施策は。
2 小学校給食費無償化における不登校児童の対応の見直しを	令和 8 年度より、子育て世帯への経済的負担軽減のため、全国一律小学校給食費無償化が始まりました。給食を食べていない非喫食者（アレルギー児童や不登校児童）については、実情に沿った対応をするようにと各自治体判断に委ねられる形

	となり、当町ではアレルギー児童は給食費相当額を支援することになりましたが、不登校児童は対象外とされました。そこで以下について伺います。 ①令和8年1学期末時点の不登校児童及び給食費の徴収を停止している人数は。 ②給食費を停止していない不登校児童について、給食を喫食していない期間の給食費はどのような取り扱いをしているのか。 ③不登校児童へ支援をした場合の予算見込み額は。 ④不登校児童を対象外とした理由は。 3 ふるさと納税を活用した宮代町のファンづくりについて 当町のふるさと納税の現状は、令和7年度の寄付金額1,620万円逐年減少傾向です。一方当町民が他自治体へふるさと納税として寄付をしている金額（町民税に係る寄付金税額控除）については8,580万円逐年増加しているという状況です。これは全国的にも課題となっており、地域性や各自治体の取り組みによって差が出てきていることが推測されます。そこで以下について伺います。 ①当町への寄付金額と、町民税に係る寄付金税額控除額の推移をどのように分析しているのか。 ②今年度より寄付額拡大を推進するため、専門コンサルタントに委託し、魅力ある返礼品の発信などに力をいれている。今後の具体的な展開は。 ③当町のファンづくりという視点では、寄付金の使途への共感性も重要と考える。当町でも過去にクラウドファンディング型ふるさと納税を実施しているが、評価及び今後の実施は。
--	---

通告第 9 号	令和 8 年 9 月 定 例 会 令和 8 年 8 月 1 0 日 午後 5 時 4 分受付
令和 8 年 8 月 1 0 日 宮代町議会議長 様 宮代町議会議員 泉 伸一郎 一 般 質 問 通 告 書 次の事項について質問したいので、通告いたします。	
質 問 事 項	質 問 の 要 旨
1. 災害時における受援計画の策定は	7 月 2 8 日に発生した「令和 8 年熊本地震」におきまして、お亡くなりになられた方々に深く哀悼の意を表しますと共に被災されたすべての皆様に心よりお見舞いを申し上げます。 大規模災害時、自治体職員自身も被災し、庁内は深刻な人手不足に陥る可能性がある。被災された住民を待たせず、生活再建を 1 日でも早く進めるカギは「外部からの応援職員をすぐに受け入れて動かす体制（受援体制）」が必要とされている。そのためにも、平時から「どの業務に何人の不足が生じるか」を自治体自身で試算し、即座に応援を要請・配置できる仕組みを整えることが必要であるとする。当町として受援計画の策定状況と実効性についての見解を伺う。
2. 熱中症対策の取組強化を	世界的な気候変動の影響により、7 月から猛暑日が始まり、酷暑といえるほど、厳しい暑さが続いている。また、熱中症になる方も多い傾向にある。今年は雨の予報であっても、降らないことが多く、今後も高温が続くと思われ、熱中症の発生の予防を強化するための取組が必要とする。

	こで以下の質問をする。 ① 熱中症は適切な予防や対処で、防ぐことができる。熱中症対策マニュアルなどの作成や情報発信について見解を伺う。 ② 高齢者への熱中症予防のため、介護者や施設関係者との連携が必要と考えるが、取組強化への見解を伺う。 ③ 学校における子どもの熱中症を防ぐ取組と通学時の熱中症対策について伺う。
3. 自転車でのヘルメット着用の促進を	令和8年4月から自転車にも交通反則通告制度が適用されるようになった。自転車を安全・安心に利用するために、自転車の交通事故の抑止を図るためのものである。そこで以下の質問をする。 ① 今回導入された交通反則告知書（青キップ）は、16歳以上の運転者が対象となっているが、交通法の基本をしっかりと学ぶためにも、小・中学校での指導が重要であると考えます。制度適用後の学校における取組の進捗を伺う。 ② 自転車乗車の際にヘルメットの着用が努力義務化されているが、利用者でヘルメットを着用している人が増えていないのが現状である。安全性を考えるとヘルメット着用が必要であり、特に高齢者には普及してほしいと考える。町として、高齢者へのヘルメット着用推進への取組についての考えを伺う。
4. 上下水道施設の耐震化の取組は	宮東配水場第2配水池の築造工事が完了したことに伴い、宮東配水場第1配水池の耐震工事が今年度から令和9年度にかけて実施されることになっている。また、上下水道耐震化計画に基づく下水道管きよ及び中継ポンプ場の耐震診断が実施されている。それぞれの進捗状況と今後の取組について伺う。

通告第 10 号	令和 8 年 9 月 定 例 会 令和 8 年 8 月 13 日 午後 1 時 00 分受付
令和 8 年 8 月 13 日 宮代町議会議長 様 宮代町議会議員 丸山妙子 一 般 質 問 通 告 書 次の事項について質問したいので、通告いたします。	
質 問 事 項	質 問 の 要 旨
1 ラーケーションの導入について	ラーケーションとは、学びの「ラーニング (Learning)」と休暇の「バケーション (Vacation)」を組み合わせた造語。愛知県、静岡県、県内でも深谷市で既に導入されている。 静岡県では、こどもたちの多様な学びを推進し、家族で過ごす時間を創出するため、教育現場への「ラーケーション (Learning+Vacation)」の導入・普及に取り組んでいる。現在、県内の高校や特別支援学校、各市町において順次導入が進んでいる。令和 8 年度からは広くこの制度を周知・啓発するための「静岡ウイーク」をスタートした。 日本の雇用者のうち、「土日を含む完全週休 2 日制」の人はおよそ 6 割前後とみられる (業種・企業規模で差が大きく、シフト勤務など土日勤務の人も 3～4 割程度いる)。土日に休める家庭ばかりではないが、ラーケーションの導入は、親子のコミュニケーションの機会や様々な体験や経験、将来へ繋がる興味関心のきっかけになるような貴重な思い出になる。そこで以下について伺う。 ①当町においての保護者の土日の勤務状況などの統計はあるのか。 ②県議会でも以前質問があったが、県教育委員会と

2 災害時の 子どもの居 場所につい て	しての導入への進捗状況は。 ③ラーケーションの導入について、当町の考えをお聞きする。 災害が起こると、先ず人命救助そして水や食料の確保、電気やガスの復旧、ボランティアの受け入れ体制作り、トイレや仮設住宅など、生活に必要な事柄から同時進行での対策が最優先となる。 先日の激甚災害に指定された熊本地震では、保育園や学童保育所、学校(夏休み中)の再開など施設の破損など点検が済み次第の再開となり、開設できない施設もあると聞く。 いつ起きても不思議ではない災害時、子どもの心の安定に繋がる、災害時の子どもの居場所について早めの対応が必要と考える。そこで以下について伺う。 ①未就学児対応として、いち早く再開が望まれるが、保育園、子育て支援センターの対応は。 ②学校の再開について、避難所となった施設としての機能と学校教育活動の線引きなどの対策は。 ③避難所に遊びスペースの確保は必要である。各避難所に避難所設営から2～3日で子どもの遊びスペースなどの居場所作りを想定しているか。
---	---

通告第 11 号	令和 8 年 9 月 定 例 会 令和 8 年 8 月 14 日 午前 8 時 30 分受付 2026 年 8 月 14 日 宮代町議会議長 様 宮代町議会議員 丸 藤 栄 一 一 般 質 問 通 告 書 次の事項について質問したいので、通告いたします。
質問事項	質 問 の 要 旨
1 水道料金（下水道料金）の値上げについて 2 教育にかかる保護者負担の軽減を	水道は、町民の生命と暮らしにとって欠かすことができない。水道法第 1 条は、水道の正しい工事と管理を進め、きれいでおいしい水を安く安定して届けることで、みんなの健康や暮らしをよくすることを目的としている。 水道法第 1 条の条文では、「清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与すること」を定めている。 そこで、以下について質問する。 (1) 4 月と 6 月に宮代町上下水道事業審議会が開催されているが、どのような検討内容か。 (2) 水道料金（下水道料金を含む）の値上げならば、その理由と今後のスケジュールについては。 (3) 水道料金の値上げになれば、異常な物価高騰の中で町民の暮らしや営業をいっそう苦しめることにならないか。 (4) 町民の暮らしや営業に欠かせない水道料金の値上げを避ける方策の探求をするべきと考えるがいかがか。 学校給食費については、今年度から小学校は国が無償にし、保護者の負担軽減を実施した。子育て世代から大変歓迎されている。さらに、中学校においても無償化が求められている。 憲法第 26 条には、「義務教育は、これを無償とする」

3 猛暑や酷暑から町民の命と健康を守るため、エアコン設置補助の創設を	とある。しかし、まだまだ保護者の負担が多いのも事実であり、物価高の下で保護者の負担を見直す必要性が高まっている。 昨年6月25日、文部科学省は「学校における補助教材及び学用品等に係る保護者等の負担軽減について」を発出しました。この通知は、これまで保護者が自己負担で購入していた算数セットや彫刻刀、裁縫セット、習字用具などの補助教材・学用品を、公費（自治体予算）を活用して「学校の備品」として整備するよう各教育委員会に対して積極的に取り組みを検討するよう求める内容である。 そこで、「義務教育無償」の原則に立ち、さらなる保護者負担の軽減を求め、以下について質問する。 (1) 中学校については、町独自で学校給食費を無償化する考えは。 (2) 文科省の通知については、教育委員会ではどのように受け止めているのか。 (3) 小学校及び中学校における、教材費、学用品費、制服代、修学旅行費などの保護者負担の実態は。 (4) 国の地方財政措置や財政調整基金を活用し、保護者負担の教材を学校備品化、修学旅行費の支援など、保護者負担の軽減について、教育委員会の考えは。 近年の記録的な高温が続き、3年連続で過去最も暑い夏となった。今年の夏についても、日本気象協会は気温が高く、猛暑に加え酷暑の可能性が高いと予想している。 熱中症は、高温多湿な環境などで体温調節のバランスが崩れ、体内に熱がこもる状態のことである。症状は、めまいや頭痛、吐き気、重症化すると意識障害や命の危険を伴うことがある。屋外だけでなく、室内や夜間でも発症すると言われている。 そこで、猛暑や酷暑から町民の命と健康を守るため、以下について質問する。 (1) 昨年と今年の熱中症による緊急搬送の状況と高齢者の割合については。 (2) エアコンが未設置の生活保護世帯及び低所得者世帯の把握はされているか。 (3) 生活保護世帯や低所得者世帯、高齢者へのエアコン設置費用の補助を行う考えは。
---	---

通告第 12 号	令和 8 年 9 月 定 例 会 令和 8 年 8 月 13 日 午前 8 時 32 分受付 令和 8 年 8 月 13 日 宮代町議会議長 様 宮代町議会議員 佐藤 将行 一 般 質 問 通 告 書 次の事項について質問したいので、通告いたします。
質問事項	質 問 の 要 旨
1 総合運動公園「ぐるる宮代」のプール屋根改修工事について 2 物価高騰対策事業の経費	今年 3 月の議員視察時に「これまでと同じ開閉式屋根へ 4,000 万円をかけて改修する。」との説明があり、今年度予算へも計上された。 この件につき私は視察時から、「開閉式屋根である必然性はあるのか。固定式の屋根の方がインシヤルコストもランニングコストも安いのではないか。」と、たとえ町としての決定事項ではあっても、仮に開閉式である必然性がないのであるならば、より安い固定式へと工法の変更を検討するよう、繰り返し担当課へ求め続けてきた。 この点、7 月末に担当課長より「工法等の再検討を行った結果、低廉な工法へ変更となった。」といった趣旨のことを伝えられた。 そこで疑問となるのは、なぜ、低廉な工法とせず高額な開閉式と決めて、予算計上及び要求を行ったのか。また、私が指摘してからたった数か月で、なぜ根本的な変更が行われたのか。そして、工法変更によりどの程度の工費が削減されることになったのかにつき、簡潔な答弁を求める。 6 月議会では中途半端となった件の継続質問である。

の無駄遣いについて

そもそもこの事業については、経費問題以外にも多くの問題点が山積しているが、時間の関係もあることから以下の主要な点に絞って問題提起を行うので、執行部には簡潔な答弁を求める。

(1) 本事業の経費については、健康介護課が7, 280, 630円、企画財政課が7, 186, 232円、産業観光課が15, 000, 000円と各課より伺っており、これらを合算した事業経費総額は29, 466, 862円となる。送料・手数料等、現実には誤差が生じるものの、おおよそ3, 000万円弱であることは間違いないか。

(2) 健康介護課所管の事業では、経費中の郵送料を世帯単位ではなく個人単位とした点につき、6月議会では「受取り確認を容易にするため。」といった趣旨の弁明を行っていたが、個人的に調査を行った近隣市町に関しては、全て世帯単位で送付しており、当町のように個人単位とした自治体はなかった。もっとも、「受取り確認」を理由とし、簡易書留と同様の手渡しである「ゆうパック」という送付方法で行った自治体もあったものの、やはり世帯単位とのことであった。また、「世帯単位では作業が煩雑となり費用が増加する。」との弁明も行われたが、そもそも説得的な立証、たとえば個人単位とした場合との差異も示されてはおらず、また、現実的には以下述べる通り、費用が減少してなどいない。

この5, 000円の「ありがとう商品券」は425円の簡易書留により、65歳以上の各個人10, 825人へ送付したことにより、送料は約460万円となった。

ところが、杉戸町は全人口である約4.3万人へ1通200円のゆうパケットにより送付し、送料は約410万円。幸手市も全人口約4.8万人へゆうパケットにより送付

し、送料は約476万円とのことである。そして、世帯単位としたことによる大きな問題は生じていないとのことである。

また、利用可能店舗につき、商品券が発送された3月の90店舗から全く増加していないのはなぜか。参考までに、産業観光課の「プレミアム商品券」については、募集開始時点でこの事業を知らされていない店舗が多数あるので増加のために活動して欲しい、と伝えたところ、その後徐々に増加し、現時点での利用可能店舗数は約130となった。しかも、その約130店舗全てが商工会加盟店とのことである。したがって、商工会が発行している「ありがとう商品券」の利用店舗もさらに増える余地があることが推察されることから、「利用店舗増加につき、産業観光課との情報交換等を行っているのか。」と尋ねたところ、「行っていない。」とのことであった。

この点、以前から指摘している第5次総合計画で謳われている、町長自慢の「横串」、すなわち複数の課での情報共有や活用が全くなされていないということが、図らずも明らかとなってしまった。

そこで、これらの点を踏まえた上での見解をお訊ねする。経費は高く、利用店舗は少ないことから、65歳以上の方から多数の不満の声が届いているが、これらの状況及び今後の利用店舗数増加につき、簡潔な見解を求める。

- (3) 産業観光課所管の事業では、「プレミアム付商品券」の経費は1,500万円と最も高額である。そして、6月議会のときには集計が間に合わなかったが、その後に判明した集計結果として、当選者総数は6,681人。そのうち5冊、すなわち5万円の購入者が約41%の2,713人とのことである。申込

者数も5冊という方がトップで、次は2冊という方が1,077人と約1/6である。

そもそもこの事業は、物価が高騰し生活が苦しい町民のための事業であるという点に軸足が置かれるべきものがある。ところが現実には、最低金額の1万円が捻出できないことから応募を断念したという町民の方からのご意見もある一方、5万円も出せる方が圧倒的多数であるという点を、きちんと認識していただきたい。

実はこの「プレミアム付商品券」事業の実態というのを端的に分析するならば、実は当選者6,681人のためだけの事業ということである。なぜならば、この事業の現実の対象者は当選者だけであり、その他の町民は全く対象外であるからである。つまり、事業経費1,500万円とプレミアム分である6,000万円の合計7,500万円が税金として支出されているが、その恩恵を受けるのは、町民の約20%の当選者だけである。参考までに、当選者一人当たりには換算するならば約11,226円もの税金を使ったという計算になる。

これらの点につき、簡潔な見解を求める。

3 旧る一ばん問題における一千万円出資金返還について

未だに進展が見られない、旧る一ばん問題における株式会社TMO（以下、「TMO」とします）につき、引き続きお訊ね致します。

この問題は、町がTMOへ出資した町民の税金一千万円が、果たしてきちんと返還されるのか否かという、大変重要な問題である。

先ず、法律上毎年行われるべき定期株主総会が6月議会後に開催されたはずだが、果たして本年度は行われたのか、また、仮に未開催であれば違法であることにつき答弁を求める。

次に、町としてこの問題を、いつまでにどのような形で解決を図ろうと考えているのかにつき、

顧問弁護士とも話し合っている案件であることから、明確かつ簡潔な答弁を求める。

4 町内の小中学校建替え等の問題を中心とした、一般会計予算について

6月議会では時間切れとなった質問である。

今年度、当初予算を22.4%、約30億円も増額したことにつき、何人もの町民の方から、「何で急にこれほどのアップになったのか。」との質問を投げかけられている。新井町長となってから8年間で約70億円の増加である。

特に今年度は、須賀小学校新築という多額の予算を必要とする事業があったことは、町民の方もある程度は理解している。もっとも、この須賀小新築予算に関しては、最初は30億円、その後、40億円・47億円・49億円と、当初の額から既に約20億円も増額となっており、昨今の社会状況を勘案すると、さらなる増額の可能性もあるようである。参考までに、設計費と建築費の総額は現時点で約51億円とのことである。

そして、この須賀小建築完成後には百間小・東小も須賀小同様、新築を検討しているとのこと。

また、2030年からは、進修館の長寿命化工事が行われる予定となっている。須賀小の工事費と昨今の物価・人件費高騰を勘案すると、これらだけでも200億円前後の税金が必要であるのでは、との声もある。

さらに町及び町長は、新たな中学校を建設した上で、町内の中学校は3校から1校に減らし、3中学校は取り壊す、との方針を堅持している。つまり、近い将来には、3校の解体費及び新中学校の建築費が予定されている。したがって、今後数年、いや10年以上に渡り、一般会計は高止まり、若しくは更なる増額は避けられないのではないかという、町民からの不安の声が挙がっている。

町は、この予算の肥大化につき、どのように考えているのか。明確かつ簡潔な答弁を求める。